

議案第 18 号

多可町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定  
について

多可町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 26 年 3 月 4 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

平成 26 年 月 日

条例第 号

多可町青少年問題協議会条例（平成 17 年多可町条例第 108 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

第 2 条 協議会の委員の定数は 24 名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 青少年の指導育成のための活動に関し実績を有する団体の代表者
- (2) 青少年の指導育成に関し識見を有する者
- (3) 多可町の区域を管轄する警察署の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 会長は町長をもって充て、会務を総理する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

多可町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>○多可町青少年問題協議会条例 平成17年11月 1 日条例第108号</p> <p>(組織) 第 2 条 <u>協議会は、会長及び委員24人以内で組織する。</u></p> <p>2 <u>法第3条第3項の規定により任命された委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会長及び副会長) 第 3 条 2 <u>会長は、会務を総理する。</u></p>	<p>○多可町青少年問題協議会条例 平成17年11月 1 日条例第108号</p> <p>(組織) 第 2 条 <u>協議会の委員の定数は24名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>青少年の指導育成のための活動に関し実績を有する団体の代表者</u> (2) <u>青少年の指導育成に関し識見を有する者</u> (3) <u>多可町の区域を管轄する警察署の職員</u> (4) <u>前3号に掲げる者のほか、必要と認める者</u></p> <p>2 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会長及び副会長) 第 3 条 2 <u>会長は町長をもって充て、会務を総理する。</u></p>